

令和4年度 御殿場市議会福祉文教委員会 視察報告書

1 視察日程 令和4年4月13日（水）

2 視察先及び視察事項

- (1) 御殿場小山地域外来・検査センター
・新型コロナウイルス感染症対策について
- (2) 保健センター・救急医療センター
・産後ケア事業について ほか
- (3) 国立駿河療養所
・ハンセン病について

3 参加者

委員長 阿久根 真 一

副委員長 川 上 秀 範

委 員 勝 又 英 博 土 屋 光 行 本 多 丞 次

神 野 義 孝 田 代 耕 一

事務局 岩 田 晴 美 桐 生 守

4 視察内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

日時：令和4年4月13日（水） 9：10～9：30

場所：御殿場小山地域外来・検査センター（場所は非公開）

目 的

国内における新型コロナウイルス感染症の拡大が第6波に達し、未だに収束が見えない状況の中、さらなる感染拡大に備えて開設された御殿場小山地域外来・検査センターの視察を行い、その稼働状況を現地で確認するとともに本委員会としての知見を広めるものとする。

内 容

○当局による検査手順等の説明、及びデモンストレーション、質疑応答

開 設：令和2年6月15日～令和4年3月31日（現在休止中）

運 営：毎週月・木（13：00～15：00）完全予約制

令和4年2月10日以降はウォークイン方式からドライブスルー方式へ変更

検査時間：15分/人（最大8人/日の受け入れ）

検査結果：検体は外部機関へ送られ検査翌日の夕刻までに本人へ連絡がされる。

検査実績：令和2年度（55人） 令和3年度（1人）

考 察

新型コロナウイルス感染症の市内クラスター発生を受け、県内では5番目となる地域外来・検査センターとして開設された。医療現場がひっ迫しないように市独自に早期に踏み出し、医師会・県・市と一体となって取り組んでいることは大いに評価できるものである。

さらに、今後において、このような未曾有の事態に陥った際のモデルケースとしても機能していくことも確認できた。

また、令和3年度の検査実績が少ない件に関しては、市内の医療体制が整ったことが要因の一つであり、このようなバックアップ体制が短期間に整備されたことに意義があると考えられる。

(2) 産後ケア事業について

日時：令和4年4月13日（水） 9：45～12：00

場所：保健センター・救急医療センター（西田中237番地の7）

目 的

少子化・核家族化・地域のつながりの希薄化など、養育環境が変化する中で、子育てが孤立化し閉塞感が増している。産後ケアは母親の産後の身体的回復と心理的な安定を促し、また、母親自体のセルフケア能力を育むことで親子の愛着形成をより確かなものにさせるものとなる。

「真の子育て日本一のまち」を目指す本市にとっては、この産後ケア事業をさらに充実させていくことが喫緊の課題の一つでもあることから、当該事業の現状把握と理解を深め、今後の事業充実に向け知見を広める。

内 容（その1）

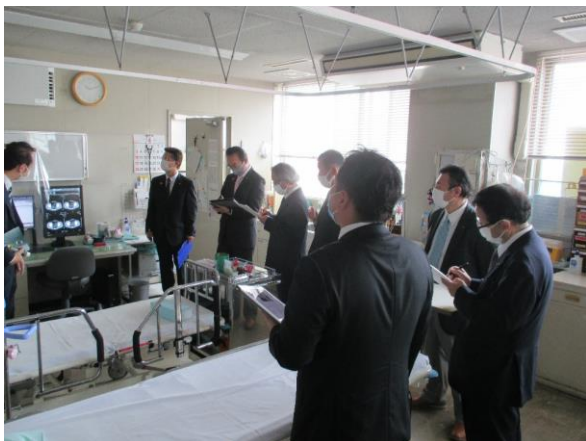
○保健センター、救急医療センター施設見学

- ・エレベーターが故障し、現在使用不可である。また、施設内にある複数の部屋は新型コロナウイルスのワクチン関係の器材で多くのスペースが取られている。
- ・CT（コンピューター断層撮影装置）はあるが、放射線被爆がなく任意の断層像が得られるMRI（磁気共鳴画像診断装置）がない。また、築35年のため全体的に老朽化しており床のひび割れ等があったが、耐震性はあるとの説明だった。

○ごてんば版ネウボラ事業についての研修

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的として、助産師2名、保健師1名が担当し、電話、家庭訪問、オンライン相談を実施中。

産後ケア事業については、令和3年4月から母親の身体的回復と心理的な安定を促進する等の目的のため、出産後1年を経過しない女子及び乳児に行っており、現在はデイサービスのみ実施。令和3年の利用者は、618名の出生者数のうち、実利用者数が88名で好評となっている。



内 容（その2）

○共立産婦人科医院 院長との意見交換

産科医師については現在、共立産婦人科医院では6人の医師がいるが、女医の確保は非常に困難である。

不妊治療では高齢出産が多く、これには遺伝子スタッフが必須であるが、スタッフ自身も高齢になってきている。人工授精は先進医療でありお金もかなり掛かるが、なるべく患者さんに負担が掛からないようにしている。体外受精については沼津市、三島市の病院での治療を受ける方が多く本医院でも増やしていきたい。昨年は86名の方が体外受精している。病院側からすると1人でも多くの赤ちゃんを産ませてあげたいと考えている。

産後ケアについてはショートステイ用に3部屋準備しており、コロナの収束状況をみてアウトリーチと合わせて展開していく予定。本市は他の市町に比べてネウボラ事業について厚い支援を行っていると思う。



考 察

- ・施設面では老朽化により保健センターのエレベーターが故障中であり、子ども連れや妊産婦の方が、検診時に階段を使用せざるを得ない状況にあることは大きな問題であると捉え、また新型コロナウイルスのワクチン関係の器材により多くのスペースが占領されていることから業務に支障が出ていることを踏まえ、早期に改善を図る必要があると考える。
- ・産後ケア事業については、これから本市としてもさらに進めていかなければならない事業である。最近では少子化により身近に出産経験のある方が少なく、出産・子育てに不安を感じている母親が多い傾向にある。また本市の特徴としては転勤族が多く、出産時には里帰りをする母親も多いため、産後ケア事業に関わる広報の実施による市内産婦人科医院の活用を効果的に展開する必要もある。今後、産後ケア事業をさらに拡充し、本市で安心して子どもを産んでもらえる環境を整えていくことが、これからの本市を支えていく重要施策の一つであると考えている。

(3) ハンセン病について

日時：令和4年4月13日（水） 13：30～15：00

場所：国立駿河療養所（神山1915番地）

目 的

駿河療養所の現状把握と、本市としての今後の対応に資するための視察であり、特に入所者及び職員とのコミュニケーションを図り、現状の課題の理解と対策について考える機会とした。

また、現在まで本市が取り組んでいる駿河療養所の将来構想についても本市との今後の関係の上で、どうあるべきかを考える機会として現地での視察を行った。

内 容

○所長の講話

駿河療養所の歴史と現況、及び地域との関わりの状況等について

昭和20年に国立駿河療養所として発足以来77年の歴史を示し、これまでの入所者及び職員の辛苦は筆舌に尽くし難いものであった。現在の入所者は47名で平均年齢が85歳、うち19名が90歳以上で、高齢集団となり、職員の皆さんの介護・援助で生活されている状況である。現状では、入所者の生活とケアの場としての役割が中心だが、通常の医療についてもリハビリを含め、各診療科を設けて取り組んでいる。

○入所者自治会の会長（小鹿美佐雄様）からの話

ハンセン病の後遺症と高齢化やその他の病気等のため、自治会の活動ができない状況で大変だが、少しでも良いこれからでありたいと願っている。また、この場所の今と将来を良い形で方向づけていきたいと思っている。

○施設見学

駿河ふれあいセンター、納骨堂参拝、生活福祉系の施設としてのセンターと病棟



考 察

この療養所を本当に理解し、地方議員としての活動につなげていくには、やはり「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の全知をよく理解していなければならないことを改めて感じた。特に、国と協力して自治体が行い取まなくてはならないこと、また療養所の将来構想に係ることをはじめ、この法律には、本市・私たち地方議員に課している多くの重要な事柄が規定されている。

また、本市は「駿河療養所将来構想検討委員会」を設けて、現在までに構想案も検討・公表もされてきているが、今後具体的にどのように進めるべきかは大きな課題である。

また、療養所は本市の唯一の国立病院であることから、病床の有効活用についても早急に考えるべきであるが、私たちが絶対に忘れてはならないこととして、現在の入所者に配慮しその想いに寄り添って考えていくことを駿河療養所将来構想の前に置かなければならない。

